

淵醉記断簡 正和二年

一、書誌

ここに紹介する資料は、書陵部蔵伏見宮旧蔵の断簡一紙で、書名は当部で付けた仮題である。巻子の二紙分とみられるが、一紙は傷みがあり上部三分の一近くを欠き、年月日、記者等も明らかではない。しかし書写が伏見宮第三代貞成親王（一三七二—一四五六）の筆であることは、当部に多く残する親王の筆蹟と比較してほぼ間違いない、内容は鎌倉期の淵醉の状況を記しており、『殿上淵醉部類』（続群書類従卷二五九）等にも見えない記事であるため、ここに取り上げることとした。

紙質は楮紙。第一紙縦三一糸、横四〇・二糸。第二紙縦約三一糸、横四〇・四糸。二紙の間は多分連続すると思われる。裏は仮名散らし書き書状。

二、年次推定

この記録断簡（以下、本断簡と略す）に記された人名は、同一人の異表記を除いても四十名以上にのぼる。このうち端的に年次を示すのは四

人の女院名で、院号宣下と薨去の年月は左記のとおりである。

永福門院（伏見中宮） 永仁六・八（二元八）——康永元・五（二西一）

広義門院（後伏見女御） 延慶二・一（二元九）——延文一・閏七（二元七）
玄輝門院（後深草後宮） 正応元・一二（二元八）——元徳元・八（二元九）

永陽門院（後深草皇后） 永仁二・二（二元四）——貞和二・四（二西一）
すなわち本断簡の記事は、広義門院院号宣下の延慶二年（二元九）から玄輝門院薨去の元徳元年（一三一九）の間に絞られる。さらに年次を限定する要件に「両頭光藤朝臣・長隆朝臣」がある。『職事補任』（群書類従卷四六）によれば、散位藤光藤は正和二年（一三一三）八月七日蔵

人頭補、同三年閏三月廿五日叙從三位、左中弁藤長隆は正和二年九月六日蔵人頭補、同三年九月廿一日任參木、光藤の後任源雅行は正和三年正月廿五日蔵人頭補とみえる。これらを『花園天皇宸記』に照らすと、正和二年九月六日の長隆の蔵人頭補、正和三年閏三月廿五日の光藤の叙從

三位と雅行の蔵人頭補が確認され、従つて本断簡の記事の年次は、正和二年九月から翌三年閏三月までの約八ヶ月間に限定される。この間「法皇御方」も「関白」も存在に矛盾はない（法皇は後宇多・伏見の二人で

あるが、先の四人の女院の顔ぶれからみて、大覺寺統の後宇多法皇ではなく、持明院統の伏見法皇と考えてよいであろう)。

次に淵醉についてであるが、淵醉とは、正月の二日または三日と、十一月新嘗祭の寅の日・卯の日に行われる殿上人の酒宴をいい、朗詠・今様等を歌って乱舞するのである。殿上の間で行われる殿上淵醉は、天皇出御して御覽になり、その後殿上人らは、推參と称し、中宮はじめ処々へ参上するのが例で、院宮においても淵醉の儀が行われたことは、『建武年中行事』にも見えている。

先に推定した期間内での殿上淵醉は、『花園天皇宸記』を参考すると、正和二年十一月十六日新嘗祭寅の日、正和三年正月一日の一度である。

従つて本断簡はどうらかの日に関連すると考えられよう。『花園天皇宸記』によれば、正和二年十一月十六日は、「今日殿上淵醉也、酉剋着直衣（中略）於上戸見物也、（中略）淵醉了於北陣見物、両女院又御見物、

今日永福門院推參也、又所々推參云々、所々推參了殿上人帰參、御前試也于時、」とある。正和三年正月一日の方は、「今日為拝観參於院常盤井御所也、法皇兩女」とみえ、後伏見上皇の御所常盤井殿へ花園天皇の朝覲行幸のあつた日で、「申一剋許」に東門を出て常盤井殿へ向い、拝観の儀、舞楽、御遊、勧賞と行事がすべて終り還御になつたのは、「於中門下乗輿還宮于時、」で、この後に「今夜殿上淵醉也、此間雨降、今様朗詠如恒、於上戸見物、曉更事了着寢」と記されている。この二つの記文の時刻を、単純に現代の時刻に置き換えてみると、十一月十六日は、酉刻（午

後六時頃）以後殿上淵醉が行われ、所々推參を終えた殿上人が内裏に帰参したのは辰刻（翌朝午前八時頃）であり、正月一日は、朝覲行幸の行列が申二刻（午後四時頃）内裏を出、寅刻（翌朝午前四時頃）内裏へ戻り、その後に殿上淵醉が行われたことになる。

本断簡に記された淵醉は、「亥剋永福門院広義門院自内裏白地御幸」、「亥三点公卿等大略參集」とあって、内裏以外の場所で、亥刻（午後四時頃）以後行われている。この時刻には朝覲行幸の儀の最中で、閑白や左大将がこれに列席していた正和三年正月二日では有り得ない。これに對して、夕刻から行われた殿上淵醉の殿上人が、他所の推參に向い、翌朝八時頃帰参したという正和二年十一月十六日は条件に合っている。

三、場所と記者

次にこの淵醉の行われた場所であるが、「永福門院不還御即御坐此御所」とみえて、「御所」と呼ばれており、此處へ四人の女院の御幸があり、法皇御方や閑白以下の公卿が列席するという状況から推して、伏見法皇の持明院殿か、後伏見上皇の常盤井殿ではないかと考えられる。

この時期、内裏は二条富小路殿で、二条以南、富小路以西の位置にあり（橋本義彦氏「里内裏沿革考」）、持明院殿は西洞院の北、現在の上京区安樂小路町のあたりで、常盤井殿は、春日南、京極東、大炊御門北、東朱雀西、現在の中京区の下御靈社のあたりという（「京都市の地名」）。内裏と常盤井殿は距離的にかなり近く、前述の花園天皇の朝覲行幸の行

列も「今日路次非幾、仍歩儀也」であった。本断簡で、永福・広義両女院が内裏から「殿上人不及扈從」で「白地御幸」になつたり、広義門院が淵醉が終ると再び内裏へ還御という状況は、近い距離にあることを示しているとは考えられないだろうか。またこの年十月、伏見上皇の出家により、治天の君となつた後伏見上皇御所で盛大な淵醉の儀が行われる可能性は充分にあらう。先述正和三年正月の朝覲行幸は、後伏見上皇の猶子となつてゐる花園天皇が上皇に拝観するのであるが、その折伏見法皇は上皇の御所常盤井殿へ御幸、共にこれを迎えている。淵醉の際にも、法皇がこの御所へ出向いているのではないだろうか。確証はないが、これららの状況から、淵醉の行われた場所は常盤井殿と推測する。

本断簡の中には「院」あるいは「上皇」が登場していない。そこで考えられるのが、この記録の記者「余」である。ここでは「余」は徒四位下左少弁冷泉頼定を召し、「立明隨身」の遅参で淵醉が始まらないことを「如法加勘責」し、「高声下知」している。このほかには「余」は登場せず、一献、二献、朗詠、今様と行事が進行しても、関白以下の公卿の動きを客観的に見ていくような記文で、この公卿の中に「余」がいるとは考えにくい。もし「余」が後伏見上皇であれば、この記文は納得がいくのである。

『後伏見天皇宸記』（『増補史料大成』宸記集所収）は、現在抄出や別記等の形で遺るのみで、特徴として取り上げるには例に乏しいが、延慶二年（一二〇九）十月廿一日条に似たような記事がある。この日、花園

天皇の大嘗会御禊行幸を見物に出かけようとするが、やはり御隨身が遅参、後伏見上皇は左少弁光經を召し、「余仰曰、剋限已至、而御隨身于今遅参、太奇怪也、嚴密可責伏者」とみえて、行動は類似している。また本断簡の今様や朗詠の記事も詳細であるが、『後伏見天皇宸記』も故に詳しく、記文は細かい。延慶二年十一月廿三日大嘗会寅日の推参の記事にも「不弁故実欵」「不弁故実之至太不便」などとみえ、本断簡の「太不弁故実事也」とする記者の眼と同じようなものを思わせる。

本断簡の最末に「今夜准后經子并式部卿」とあって以下はないので、どういう文章になるか不明ながら、准后經子は五辻經氏女で伏見天皇后宮、後伏見上皇の生母（延慶年間准三宮）である。また式部卿はおそらく式部卿親王で、後深草皇子で征東大將軍となり、徳治三年（一二〇八）京へ戻った久明親王を指すとみられ、久明親王なら花園天皇の大嘗会の見物等に参会する（『後伏見天皇宸記』延慶二年十一月廿四日条）など、交流があつたことが知られる。なお、「土御門大納言」を中院通重、「洞院前大納言」を正親町実明と宛てたのは、『後伏見天皇宸記』延慶二年十一月十四日、廿六日条などで、この一人をこの称で記しているからである。この二日は大嘗会の清暑堂の御遊や院拍子合の日に当り、この称がこの二人に該当することは、『御遊抄』（続群書類從卷五二七）により確認できる。淵醉の着座の席次もこれが妥当である。

本断簡の永福・広義両女院が内裏から御幸、此御所での淵醉が終つた後、永福門院が此处に留まり、広義門院が内裏へ還御という行動の違い

は、『花園天皇宸記』正和二年十一月十六日条と照合すると、説明がつけられそうである。まず「両女院」は内裏の殿上淵醉を「御見物」で、それ故、院御所の淵醉見物にも揃つて御幸となる。また『花園天皇宸記』に「今日永福門院推参也」とあり、永福門院の許へ推参があつたと知られるが、これが院御所で行われたとすれば、永福門院の内裏への還御がない筈である。『花園天皇宸記』の文章からは、内裏のどこかで永福門院推参があつたと受け取れなくもないが、『花園天皇宸記』宸筆原本をみると、「今日」と「永福門院」の間に紙の継ぎ目があり、この二行の間には、もと文字があつた上を切つたような墨跡が残つており、元はこの間にあつた文章が少し端折られている可能性もある（我田引水になるが、院の淵醉について言及されていてもよい）ことを考えに入れてよいであろう。一方、広義門院が内裏に戻る理由は、この時広義門院は五節の舞姫を献じた一人であった（『花園天皇宸記』正和二年十一月八日条）からではないだろうか。この舞姫達は十四日に密參、十五日に參入して舞い、十六日に御前試を行つ筈であったが、「殿上人皆早出無人」となつて、「第一第四舞姫許參上」したと記されている。

四、郢曲白鷺

本断簡二紙目は損傷のため文章は続かないが、徳是（朗詠）、靈山御山（今様）、白薄様、白鷺、鬢多々良などの曲が歌われたことが解る。ほとんどの曲名は、永正十一年（一五一四）撰『綾小路俊量卿記』（群

書類從卷九〇）所載の曲目中に見え、歌詞も知られるが、白鷺がこれに見えないのは、時代が下つて廃絶したものか、あるいは名称が変ることもあるうか。一方『弁内侍日記』建長元年（一二四九）の五節の大宮院の淵醉の条に、「しらさぎこそしらはへのそくなれ」とはやしたことがあり、『弁内侍日記新註』（玉井幸助氏）では即興的なはやし言葉かとみているが、白鷺という曲があつたとすれば、あるいはこれと関連するものかとも考えられる。

五、貞成親王書写に關して

本断簡は伏見宮貞成親王の筆蹟で、書状の紙背を使って書かれており、一見したところでは『看聞日記』の断簡かと思われるような形態である。『看聞日記』には他の記録を長く引用する個所（応永三十一年二月廿九日条、後鳥羽院御記を引用）もあり、本断簡にもその可能性が皆無ではないが、現存する『看聞日記』中に、本断簡に関連する記事は見出せないようである。

欠損のため明確ではないが、紙背も二紙連続するとみられ、書状の書き出しは「仰下され候おもむ□畏入うけ給候ぬ、南向違例事□ □」と読めて、二紙目には切封があり、宛名に今御所という文字があるように見える。書状に見える「南向」が『看聞日記』応永廿三年七月十七～二十日条にみえる「南向」と同一人物の可能性があるので触れておく。南向は今出川公行母で、菊亭に寄宿していた貞成親王は幼時から卅余年養

育されたと述べ、十七日に発病、二十日に死去したことを記している。

この間貞成親王から病状を尋ねているが、発病直後から重態であったと書かれている。本断簡書状は「南向違例事」以下二行分ほどが欠けるが、返し書きの部分に「一日ころよりちと／＼取直候やうに候へとも」とみ

え、この時の違例はやや持ち直したようにもとれるので、直ちに応永廿三年七月に結びつくとは思えないが、同一人物である可能性はあるといえよう。なお、この南向のことを記した書状とすれば、貞成親王は応永十八年四月四日に菊亭から宮家へ戻ったのであるから、この後廿三年七月の南向死去までに、貞成親王が今出川家から受け取った書状ということになり、その紙背の利用はその後ということになる。

最後に、貞成親王と後伏見天皇宸記の関係を挙げておく。「看聞日記紙背文書」(『図書寮叢刊』)に寺院に預けた書籍の目録が載るが、それには「心日」五合が記され、当時相当な量の後伏見天皇宸記の原本が宮家に蔵されていたことが知られる。後伏見天皇宸記は、先述のとおり故実、装束等の記事が詳しく、この時期宮中儀式に際して参考のため、後小松院から所望され、その都度貞成親王が自筆で写し、正本を献上したことが、『看聞日記』応永卅一年十二月一日条、同卅二年三月廿八日条などにみえ、この一度の貞成親王筆写本は書陵部に現存している。また『看聞日記別記』の「称光院大嘗会御記」にも「後伏見院御記」を参考にした話がみえる。これらの例と同様、この断簡も何かの必要により貞成親王が書写したのではないだろうか。

以上、残簡ながら種々興味深い問題を含んでいると思われる所以、後伏見天皇宸記の写しの断簡かという私見を添えて紹介する次第で、専門の方々の御教示を賜われば幸いである。なお、本断簡の紹介に当たり、飯倉晴武氏の御協力を得た。

凡例

一、使用漢字は異体・略体を正字に改め、常用漢字、通行漢字等のあるものは便宜これを使用した。

一、一紙目は印刷面の行数に整えたが、二紙目は上部が欠けるので、原本の行数どおりに組むこととした。

一、便宜読点、並列点を付した。編者の註は()で示した。なお人名などの説明註は解説で述べたとおり、時点を正和二年十一月十六日と見做して付けたものである。

(相馬万里子)

(第一紙)(藤原寧子)
亥剋永福門院・廣義門院自内裏白地御幸、為淵醉御見物也、

但永福門院不還御即御坐此御所、〔今出川〕廣義門院淵醉事了即還御内裏也、殿上人不及扈從如法蜜儀也、兼季

小松院から所望され、その都度貞成親王が自筆で写し、正本を献上した

ことが、『看聞日記』応永卅一年十二月一日条、同卅二年三月廿八日条

などにみえ、この一度の貞成親王筆写本は書陵部に現存している。また

『看聞日記別記』の「称光院大嘗会御記」にも「後伏見院御記」を参考

にした話がみえる。これらの例と同様、この断簡も何かの必要により貞

成親王が書写したのではないだろうか。

賴定、有仰天氣適參、奉仕立明、名、右將曹秦武弘、左府生秦久次、

對代南庭西上北面、左將曹秦久次、

右府生秦久恒、左番長奏久任、右番長奏久澄、

近衛秦久文、秦兼秋等、已上升衣、頗刷裝束、

〔二条道平〕、〔洞院美泰〕、〔中院通重〕、〔近衛家平〕

右大臣端、左大將端、土御門大納言奧、右大

〔三條公〕、〔正親町実明〕、〔洞院前大納言奧〕、〔右大

將端、一條大納言奧、〔内經〕〔今出川兼季〕、西園寺中納言端、別當奧、堀川中納言奧、

〔小倉季雄〕〔具親〕、〔御子左為藤〕〔藤原俊兼〕、〔藤原俊兼〕〔義小路有時〕

花山院宰相中將端、冷泉三位奧、大式端、左兵衛督奧、

等各着

座、次依座上命両頭光藤朝臣奥・長隆朝臣端等着公卿末、次殿

大臣前四位可役之、而五位役之、如何、

上五位居看物、絵折敷高坏、大臣前三

本納言以下各二本、六位藏人居貫首以下着物、

懸盤各、次殿上五位居菓子三蓋、數薄様立松鶴等、闕白座前一、次

一献、左中將兼高朝臣取盃着座上着也、藏人取提相從、次第

巡流、次二獻、頭左中弁長隆朝臣勸盃、藏人取提、巡流之

後、郢曲殿上人兼高朝臣・資清朝臣・維成朝臣・有実朝臣・

有賴朝臣等、依召參着公卿後南簷子」

〔第二紙〕、〔取提〕、次朗詠左大將出
〔別當季雄卿〕、勸盃右
〔及々袖ノ口〕、仍季雄卿
〔盛酒伝上首人次第〕

〔俊兼卿出之、賴成・有時等卿〕

「先指紐、右少弁頤親取提
起座也、右少弁頤親取提
通重」

「飲之、」及朗詠之由、通重卿置盃

於座前、出朗詠德是、人々助音如元二反、次取盃、依閑白命一

度飲之、受酒蹠閑白、次第巡流、次又今樣靈山御山――

出之、次万歳樂兼高朝臣、自六位次第參打出前弘筵上、亂舞

至別當二反、○西園寺中納言至左大將三反自二反時有時卿、

一条大納言〔第三反時俊兼卿拍白薄様〕〔白鷺〕〔西園寺公衡〕〔奉行人〕
〔第三反時俊兼卿拍白薄様〕〔白鷺〕〔西園寺公衡〕〔奉行人〕
〔第三反時俊兼卿拍白薄様〕〔白鷺〕〔西園寺公衡〕〔奉行人〕

〔不畱款〕〔次亂拍子兼高朝臣、兩頭以上

至別當二反、○西園寺中納言至左大將三反自二反時有時卿、

一条大納言〔第三反時俊兼卿拍白薄様〕〔白鷺〕〔西園寺公衡〕〔奉行人〕
〔第三反時俊兼卿拍白薄様〕〔白鷺〕〔西園寺公衡〕〔奉行人〕